

令和4年 第4回 定例教育委員会 会議録

日 時	令和4年4月22日（金） 13時55分～15時55分
場 所	阪南市役所第3・4会議室
出席者	<p>〈教育委員会〉</p> <p>教育長職務代理者 森 口 賢 二 委 員 八 田 三 紀 委 員 辻 雅 之 委 員 水 島 浩 子</p> <p>〈事務局（生涯学習部）職員〉</p> <p>部 長 伊 瀬 徹 生涯学習部副理事 丹 野 恒 副理事兼教育総務課長 中 川 准 樹 副理事兼学校給食センター所長 河 野 貢 副理事兼生涯学習推進室長 矢 島 建 副理事兼図書館長 加 藤 靖 子 学校教育課長 石 原 慎 中央公民館長 伊 藤 典 明 教育総務課参事 吉 見 勝 吾 生涯学習推進室参事 中 出 篤 教育総務課長代理 堀 野 純 司 学校教育課長代理 鈴 木 恒 一</p>
事務局	教育総務課総括主査 中 山 直 子
書記	教育総務課総括主査 中 山 直 子
傍聴者	なし

会議の要旨

(教育長職務代理人)

令和4年第4回定例教育委員会を開会する。

本会議は、出席委員が定足数に達しており、有効に成立している。

署名委員に辻委員を指名する。

◆承認事項第1号「令和4年第2回臨時教育委員会会議録について」(教育総務課)

(教育長職務代理人)

承認事項第1号「令和4年第2回臨時教育委員会会議録について」であるが、本会議録は、教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、委員会の承認が必要である。

意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長職務代理人)

承認事項第1号について、案のとおり承認されたものとする。

◆承認事項第2号「令和4年第3回定例教育委員会会議録について」(教育総務課)

(教育長職務代理人)

承認事項第2号「令和4年第3回定例教育委員会会議録について」であるが、本会議録も、教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、委員会の承認が必要である。

意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長職務代理人)

承認事項第2号について、案のとおり承認されたものとする。

◆承認事項第3号「阪南市立文化センター及び阪南市立図書館指定管理者選定委員会委員の任命に係る臨時代理について」(生涯学習推進室)

(教育長職務代理人)

教育長が臨時代理を行った場合は、教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、委員会の承認が必要となる。承認事項第3号「阪南市立文化センター及び阪南市立図書館指定管理者選定委員会委員の任命に係る臨時代理について」生涯学習推進室の説明を求める。

(生涯学習推進室長)

当該選定委員会の委員委嘱については、3月18日に開催された第3回定例教育委員会において議決いただいたところだが、4月1日付けの人事異動により、前任の神藤生涯学習部理事が大阪府教育委員会に復職したことに加え、4月21日に当該選定委員会の第2回目の会議を開催することから、神藤生涯学習部理事の後任である丹野生涯学習部副理事を委員として任命する臨時代理を教育長が行ったものである。

(教育長職務代理者)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長職務代理者)

承認事項第3号について、案のとおり承認されたものとする。

◆議決事項第1号「黒田（市街化調整区域）住宅開発に伴う校区の変更について」（教育総務課）

(教育長職務代理者)

議決事項第1号「黒田（市街化調整区域）住宅開発に伴う校区の変更について」教育総務課の説明を求める。

(教育総務課長代理)

都市計画法に基づき、大阪府と開発者で開発許可申請に係る事前協議を現在行っている区域の校区変更について、議決を求める。

阪南市立学校のあり方について検討を開始したこの時期に校区変更の提案をするのは、開発区域が西鳥取小学校と上荘小学校の二つの校区にまたがっており、また、開発区域内の整備にあたって通学経路に配慮するよう事業者と協議する必要があるためである。

区域の大半は現行の上荘小学校区が占めているものの、住宅建築が進み上荘小学校の児童が増加すると教室数に余裕がなく、加えて今後年次的に35人学級編成が進むとさらに教室不足が生じる可能性がある一方、西鳥取小学校は児童の減少が進み、全学年が単一学級であり教室に余裕があること、また、地区計画区域からの通学は西鳥取小学校の方が近距離であることから、都市計画上の一団地のまちとなる地区計画区域全体を西鳥取小学校区とするものである。なお、校区変更は、都市計画法第36条による開発工事の完了公告の日をもって施行する予定である。

(教育長職務代理者)

西鳥取小学校へ通学するためには、南海本線の踏切を渡ることになるので、安全面の配慮をお願いする。また、校区変更後に西鳥取小学校区に三方を囲まれることになる既存の住宅が2戸あるが、そこに小学生が住む場合に問題が生じないか懸念している。

(教育総務課長代理)

年内に開発の許認可が出た後、約2年間の造成工事を経て令和7年4月から入居が始まると聞いている。それらの住宅にお住まいの方からご相談があれば、対応する。

(教育長職務代理人)

他に、意見、質問等はないか。

(全員)

意見、質問等なし。

(教育長職務代理人)

議決事項第1号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第2号「阪南市海洋教育推進協議会委員の委嘱について」(学校教育課)

(教育長職務代理人)

議決事項第2号「阪南市海洋教育推進協議会委員の委嘱について」学校教育課の説明を求める。

(学校教育課長)

委員であった海洋教育実施校校長の異動に伴い、阪南市海洋教育推進協議会設置要綱第3条に基づき、委員を委嘱する。任期は、令和4年4月1日から現委員の任期が終了する令和4年5月31日までである。

資料に基づき、説明する。

(教育長職務代理人)

海洋教育実施校には、何らかの予算がついているのか。

(学校教育課長)

本市が行っている海洋教育は、笹川平和財団等が主催する海洋教育パイオニアスクールプログラムを活用しており、市が受けた助成金を阪南市海洋教育推進協議会への補助金とし、協議会や各校の活動費としている。

(教育長職務代理人)

各校が柔軟に使える予算にしていきたい。

(学校教育課長)

活動費は海洋教育に関わることに支出するという計画を出しているが、海に関わる学習であればある程度柔軟に対応することができるので、各校の活動の状況を見ながら、必要なものに執行していきたいと考える。

(教育長職務代理人)

他に、意見、質問等はないか。

(全員)

意見、質問等なし。

(教育長職務代理人)

議決事項第2号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第3号「阪南市スポーツ推進委員の委嘱について」(生涯学習推進室)

(教育長職務代理者)

議決事項第3号「阪南市スポーツ推進委員の委嘱について」生涯学習推進室の説明を求める。

(生涯学習推進室長)

現行の委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱するもので、任期は令和4年5月1日から令和6年4月30日までの2年間である。

資料に基づき、説明する。

(教育長職務代理者)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(全員)

意見、質問等なし。

(教育長職務代理者)

議決事項第3号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第4号「阪南市立文化センター協議会委員の委嘱について」(生涯学習推進室)

(教育長職務代理者)

議決事項第4号「阪南市立文化センター協議会委員の委嘱について」生涯学習推進室の説明を求める。

(生涯学習推進室長)

「阪南市にある学校関係の代表者」として任命していた委員の異動に伴い、新たに委員を委嘱するもので、任期は令和4年4月1日から、現行の委員の任期である令和5年6月30日までである。

資料に基づき、説明する。

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(全員)

意見、質問等なし。

(教育長職務代理者)

議決事項第4号について、案のとおり議決されたものとする。

◆報告事項第1号「後援名義使用許可について」(教育総務課)

(教育長職務代理者)

報告事項第1号「後援名義使用許可について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

令和4年3月1日から3月31日までの間に教育委員会が後援し、名義の使用

を許可した4件について、報告する。

1件目は、令和4年4月24日、桃の木台小学校において阪南岬子どもまつり実行委員会の主催で開催する「第34回『阪南岬子どもまつり』」である。子どもたちがみずからの頭と体を使って工夫し、思いっきり遊ぶことを目的に、子ども市や手作り工作、模擬店が実施される。

2件目は、公益財団法人日本少年野球連盟大阪南支部泉州ボーイズ主催「第39回日本少年野球『泉州大会』」で、令和4年4月17日から29日にかけて泉南市民球場ほか8球場で小中学生の硬式野球58チームによる野球大会が開催される。

3件目は、特定非営利活動法人子どもNPOはらっぱが行う「『チャイルドラインはらっぱ』の開設」で、阪南市内に18歳までの子ども専用電話回線を設置し、毎週火曜日の午後4時から9時の間、守秘義務のもと、子どもたちがかけてきた電話に対し、受け手がじっくり耳を傾けるという事業である。

4件目は、阪南市文化協会主催「第22回文化フェスティバル」で、令和4年5月21日と22日、阪南市立文化センターにおいて一般市民を対象に、作品の展示や演技の発表が行われる。

これらの事業は、阪南市教育委員会の後援等に関する規則第2条各号のいずれにも該当するとは認められないことから、名義の使用を許可したものである。

(八田委員)

3件目の「『チャイルドラインはらっぱ』の開設」は18歳までの子どもが対象とのことだが、どのように周知しているのか。

(教育総務課長)

NPOのホームページへの掲載はもちろん、チャイルドラインの電話番号を記載したカードを作成し、公立小中学校の全ての子どもに配布しているほか、公共施設にも置いて、誰でも手に取ることができるようにしている。また、ポスターも小中学校や公共施設に掲示している。

(教育長職務代理者)

他に、質問等はないか。

(全員)

質問等なし。

◆報告事項第2号「第1回阪南市立学校のあり方検討委員会について」(教育総務課)

(教育長職務代理者)

報告事項第2号「第1回阪南市立学校のあり方検討委員会について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

令和4年3月24日、第2会議室において第1回阪南市立学校のあり方検討委員会を開催し、同委員会会長に対して阪南市立学校のあり方検討を諮問したことを報

告する。

今回が初めての開催となることから、会議の前半は、各委員の紹介や会長・副会長の選出などの事務的な手続の後に検討委員会へ諮問し、後半は事務局から本市の行財政構造改革プラン改訂版や整理統合の取組、今後のスケジュールなどについて説明し、各委員にはこれまでの取組や今後の方向性についておおむねご理解いただいた。

各委員からの主な意見として、「現状のままで、何もしないことが将来の子どもたちにとって良くない」といった現状を不安視するご意見や、「統合は検討する必要があるが、通学距離が遠くなるのが心配」など、統合を進めるうえでのご意見をいただいた。また、「子どもたちが受け身ではなく自発的な活動を応援できるような環境になること」、「スクールバスの運行や学校区域の変更」など、大胆な政策や提案を期待する意見もあった。さらに、「それぞれの課題のなかでも、この先何十年も使用する施設の安全性が重要である」、などハード面に関するご意見、「住宅誘致など人口増加の施策も進めるべき」といった市の施策全般に関するご意見もいただいた。

なお、第1回の会議録については、現在各委員に内容の確認をお願いしているところであり、完成次第本会議にて報告する予定である。

(教育長職務代理人)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(八田委員)

今後、本検討委員会でどのような意見が出されるか、期待している。どの程度の頻度で開催するのか。

(教育総務課長)

令和4年度は、7月・10月・1月の3回開催する予定である。次回以降は、「阪南市立小中学校及び幼稚園の整理統合整備計画検証報告書」で抽出した、小中一貫教育、学校と地域、学校選択制、支援教育、少人数学級、新しい時代に求められる機能、という教育のソフト面に関する6つの課題について、事務局の考えを示したうえで議論をお願いすることとしている。

(水島委員)

小中一貫や学校選択制も議題になるとのことだが、本市で実現に向けての動きはあるのか。

(教育総務課長)

7月の検討委員会において一定の考え方を委員に提示し、ご議論いただく予定だが、現在はその内容について検討しているところである。

(教育長職務代理人)

本検討委員会の内容については、その都度できるだけ早く報告していただきたい。他に、質問等はないか。

(全員)

質問等なし。

◆**報告事項第3号「阪南市スポーツ推進審議会市民公募委員の公募について」(生涯学習推進室)**

(教育長職務代理者)

報告事項第3号「阪南市スポーツ推進審議会市民公募委員の公募について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

阪南市スポーツ推進審議会は現在8名の委員で構成され、そのうち1名が公募による市民委員である。現在の委員の任期が今年6月末で満了となるため、令和4年7月1日から令和6年6月30日までの間委嘱する市民委員を公平かつ適正に選考するため、別添「阪南市スポーツ推進審議会市民公募委員募集要項」を定め、「阪南市スポーツ推進審議会市民公募委員選考委員会設置要領」を制定し、公募していることを報告する。

なお、本日が募集の締切りだが、本会議開始前の時点で2名の方から応募があることを併せて報告する。

(教育長職務代理者)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全員)

質問等なし。

◆**報告事項第4号「令和3年度第2回阪南市立文化センター協議会の議事録について」(生涯学習推進室)**

(教育長職務代理者)

報告事項第4号「令和3年度第2回阪南市立文化センター協議会の議事録について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

令和4年2月17日、阪南市立文化センター・小ホールで開催した令和3年度第2回阪南市立文化センター協議会について、報告する。

案件は、(1)令和3年度・令和4年度文化センター事業について、(2)阪南市行財政構造改革プラン(改訂版)について、(3)次期指定管理者選定について、(4)その他(文化センター・小ホール照明設備の更新についてほか)、であった。

詳細は資料のとおりである。

(教育長職務代理者)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(辻委員)

案件4の文化センター・小ホール照明設備の更新事業は、この協議会の後、工事が完了したかと思うが、どのような点が改善されたのか、詳細を知りたい。

(生涯学習推進室長)

竣工後30年を経過した阪南市立文化センターの小ホールは、200人の収容が可能な多目的ホールとして市民を始め近隣の市町からの利用があり、会議や研修会のほか、シンプルな音楽コンサート等の会場として利用されてきた。しかし、従来の照明設備は会議や研修会での使用に主眼を置いていたため、演劇やコンサートなどの舞台演出をするにはホール既設の照明設備だけでは足りず、多くの照明備品を追加で準備する必要があった。さらに、調光盤等の照明設備が経年劣化により照明機能が十分に発揮できなくなり、追加で照明備品を持ち込んだとしても、ダンス発表会や音楽コンサート等の照明効果が出せない状態が続いていた。そこで今回の更新事業により、調光盤や操作卓の改修を行って利用者の利便性を高めるとともに、LED照明を導入して照明環境を改善し、スポットライト等の舞台照明設備を増設して舞台演出効果の向上を図り、利用者が気軽に高度な照明環境を利用できるようにしたものである。

(辻委員)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により甚大な影響を受けている府内の文化芸術活動の継続、回復を図るとともに、文化芸術を鑑賞する機会を府民に提供するため、大阪府等で構成する実行委員会が「大阪文化芸術創出事業活動支援補助金」の交付を行っており、現在は令和4年度第1期分の申請を受け付けている。阪南市立文化センターも登録施設の一つとなっており、文化芸術に携わる方々がその制度を活用して積極的に発表していただくのに、小ホールの照明設備を更新したことは大いに寄与するはずだ。せっかく良くなったのだから、広く周知していただきたい。

(教育長職務代理者)

他に、質問等はないか。

(全員)

質問等なし。

◆報告事項第5号「令和3年度第3回阪南市社会教育委員会議の議事録について」(生涯学習推進室)

(教育長職務代理者)

報告事項第5号「令和3年度第3回阪南市社会教育委員会議の議事録について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

令和4年3月18日、阪南市役所第2会議室で開催した令和3年度第3回阪南市社会教育委員会議について、報告する。

案件は、(1)生涯学習推進に向けた取組について、(2)留守家庭児童会の保育料値上げについて、(3)文化センター及び図書館の指定管理者選定について、(4)令和4年度社会教育関係主要事業説明および当初予算について、(5)その他、であった。

詳細は資料のとおりである。

(教育長職務代理者)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全員)

質問等なし。

◆**報告事項第6号「令和3年度第2回阪南市スポーツ推進審議会の議事録について」
(生涯学習推進室)**

(教育長職務代理者)

報告事項第6号「令和3年度第2回阪南市スポーツ推進審議会の議事録について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

令和4年3月25日、阪南市役所全員協議会室で開催した令和3年度第2回阪南市スポーツ推進審議会について、報告する。

案件は、(1) 指定管理者(ミズノグループ)の報告について、(2) 生涯スポーツ関連事業について、(3) 社会教育関係団体の補助金について、(4) 阪南市青少年スポーツ奨励金交付状況について、(5) 情報交換、(6) その他、であった。

詳細は資料のとおりである。

(教育長職務代理者)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(八田委員)

情報交換のところで、広報する方法について話し合われている。先ほどのチャイルドラインはらっぱへの後援名義使用許可報告の際にも伺ったのは、若い人に周知するには、若い人の手法に合わせて行う必要があると考えるからだ。今の若い人は組織のホームページなどは見ないし、フェイスブックも中年以上がやるものだと思っていて、彼らに何かを伝えるにはインスタグラムが基本となる。阪南市にもインスタグラムがあるそうだが、担当課以外が主催する事業も掲載できるのか、フォロワーが1,500人というのではそもそも周知できないのではないかと、など気になる点が多い。いつもそうだが、どんなに良いことをしても、そのことが知られなければ意味がないので、対象に合わせて周知する手法を、こちらから合わせていってほしい。

(生涯学習推進室長)

審議会においても、周知の方法は広報紙や市のホームページだけではスポーツをされている方への伝達方法として十分ではなく、ツイッターやインスタグラムなどが若い方には有効であると、事務局から委員の皆様へ提案したところである。今年度は市インスタグラムの担当課と連携して、阪南市のスポーツ団体の活動状況などをSNSで発信していきたいと考えている。

(八田委員)

例えば、「インスタやっています」と民間の路線バスの車体をラッピングするとか、

市役所で発行する証明書を入れる封筒にQRコードを載せるとか、多くの人が目にすると周知していただきたい。

(教育長職務代理者)

教育委員会でも多くの事業やイベントを実施している。いつ・どこで・何をやっているのかすぐにわかれば、多くの方が参加でき、盛況となるだろう。

(水島委員)

市職員や団体のスタッフ自身がSNSを使いこなして情報発信できるようにしなければならない。ただ、スポーツ団体の活動に熱心に携わっておられるのはベテランの方が多く、若い人が少ないため、そういった世代のスタッフを増やす必要がある。

青少年スポーツ奨励金の交付対象となるのは何歳までか。

(生涯学習推進室長)

当室は各スポーツ関係団体にSNS活用による広報の重要性を認識していただくよう努め、団体と市SNS担当課とを仲介したいと考える。

青少年スポーツ奨励金の対象となるのは、学校教育法第1条に規定する各種学校に在学する22歳以下の者である。

(教育長職務代理者)

総合体育館の指定管理者は高齢者向けのスポーツ教室を熱心に開催しているようだが、幼児向けの新たな教室についてはどうか。

(生涯学習推進室長)

令和3年度と4年度、指定管理者からは新たな幼児向け教室の提案はなかった。令和3年度は、令和2年度に比べて体育教室やスポーツ教室の参加者数は回復傾向にあるものの、コロナ影響前の平成31年度に比べると60%程度にとどまっております。当面は既存事業の継続開催に注力し、新規事業については、感染拡大状況を勘案しながら提案していきたいと考えている。

(辻委員)

議事録を読むと、体育施設の照明のLED化は財政難で進んでいないようだが、文化センター・小ホールの照明設備改善工事は補助金を活用して実施できた。体育施設についても同様にできないか。ハード面での整備はぜひ進めてほしいのだが。

(生涯学習推進室長)

文化センターは大阪府宝くじ社会貢献広報市町村補助金を活用し、事業費の7割強を特定財源で賄えたので実施できたが、社会体育施設のLED化についてはこのような有利な特定財源がない。各種補助金の制度改正に注視しつつ、ESCO事業のようにLED化改修にかかる経費を電気代の削減分で賄うという事業手法について、今年度教育総務課や中央公民館と共に検討する予定であり、進展があれば本会議で報告する。

(辻委員)

令和5年3月には施設使用料に係る減免基準の統一化が予定されており、多くの団体で自己負担額が増加することが見込まれる中、目に見えるハード面での整備が

進めば、一定の理解も得られるものと考えてるので、よろしく願います。

(水島委員)

令和3年度青少年スポーツ奨励金交付実績一覧が資料として添付されているが、この8名の方々は、自分から申請に来られたのか。それとも、大会で勝った等の情報を得て教育委員会事務局からアプローチしたのか。

(生涯学習推進室長)

本制度を御存じで、かつ要件に該当する方自らが申請されるものである。

(水島委員)

ワールドカップに出場したことがあるモーグル選手の知人がいるのだが、個人で活躍するには費用面の負担が大きい。その人自身が奨励金を受けたことがあるのかは不明だが、制度の周知徹底に努め、そういった方たちの負担を少しでも軽減されたい。また、市からの助成があるとなればモチベーションも上がると思う。

(生涯学習推進室長)

制度上、1人につき年に一度、1万円を上限としており、金銭面での大きな助けとはならないかもしれない。ただ、ご指摘どおり市としてそういった方々を応援しているという姿勢を示すことができる制度であり、現行の市ウェブサイト以外にも周知の手法を拡げ、PRに努めていきたいと考える。

(教育長職務代理者)

他に、質問等はないか。

(全員)

質問等なし。

◆報告事項第7号「阪南市鳥取池緑地桜の園管理・運営要綱の一部改正について」(生涯学習推進室)

(教育長職務代理者)

報告事項第7号「阪南市鳥取池緑地桜の園管理・運営要綱の一部改正について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

利用者の利便性の向上と予約事務の効率化を図り、広く施設を使用していただくため、阪南市鳥取池緑地桜の園管理・運営要綱の一部を改正したので報告する。

変更の最大のポイントはオンライン申請を新たに導入したことで、同時にオンライン申請の開始に合わせ、使用方法を一部変更するとともに予約状況を市のウェブサイトで公開しており、4月の導入後は申請の8割以上がオンライン申請となっている。

資料に基づき、説明する。

(教育長職務代理者)

本件について、質問等はないか。

(辻委員)

桜の園は、コロナ禍でも一定の利用はあるのか。

(生涯学習推進室長)

桜の園は公園施設であり、利用するのに申請等は不要であるため、当室に対して使用申請のあったテントサイトやかまどの利用人数と利用件数についてのみ、お答えする。

平成31年度は1,008人・181件、令和2年度は927人・240件で、件数が大幅に増加しているのに対して利用者数が微減しているのは、ソロキャンプブームが影響していると思われる。なお、令和3年度は831人・160件で、コロナ禍の影響、あるいは新たな利用者が一巡したためと推測している。

(教育長職務代理人)

桜の園は一時廃止も検討されたが、市民活動団体に運営と維持管理を委託することにより、継続が決まったという経緯がある。現在は無料で使用できるが、受益者負担の観点から、維持管理にかかる経費程度は清掃協力金等として徴収すべきではないか。オンライン申請開始により利便性が向上し、利用者増が見込まれるのであればなおさらだ。

(生涯学習推進室長)

利用料金の徴収についてはこれまで何度か検討したが、鳥取池緑地桜の園については独自の施設設置条例がなく、阪南市都市公園条例を受けて設置され、管理・運営は要綱に基づき行っていることや、敷地の一部が借地であることから、使用料を設定してこなかった。また、使用料や清掃協力金を徴収する方法として、金融機関への振込や現地での徴収が考えられるが、無断で使用する者への対策や入園時間の制限など、現地で管理人の常駐が必要になり新たなコストが発生するため、断念した。募金箱のような徴収方法も検討したが、現金の管理や集金方法等に課題があることから、使用料等の徴収は難しいとの結論に至ったものである。

現在、鳥取池緑地桜の園は、令和2年度からはなていアクションを活用し、市民活動団体の協力を得て運営しているが、令和4年度までの限定的なものであり、令和5年度以降についてのあり方については、金銭徴収の必要性も含めて今年度中に検討する予定である。

(教育長職務代理人)

他に、質問等はないか。

(全員)

質問等なし。

◆報告事項第8号「阪南市立公民館運営審議会委員の公募について」(中央公民館)

(教育長職務代理人)

報告事項第8号「阪南市立公民館運営審議会委員の公募について」中央公民館の報告を求める。

(中央公民館長)

阪南市立公民館運営審議会は、現在12名の委員で構成され、そのうち1名が公募による市民委員である。現在の委員の任期が今年6月末で満了となるため、令和4年7月1日から令和6年6月30日までの間委嘱する市民委員を公平かつ適正に選考するため、別添「阪南市立公民館運営審議会市民公募委員募集要項」を定め、「阪南市立公民館運営審議会市民公募委員選考委員会設置要領」を制定し、公募していることを報告する。

なお、本日が募集の締切りだが、本会議開始前の時点で1名の方から応募があることを併せて報告する。

(教育長職務代理者)

本件について、質問等はないか。

(全員)

質問等なし。

◆報告事項第9号「令和3年度第2回阪南市子ども読書活動推進会議会議録について」 (図書館)

(教育長職務代理者)

報告事項第9号「令和3年度第2回阪南市子ども読書活動推進会議会議録について」図書館の報告を求める。

(図書館長)

令和4年3月4日、阪南市防災コミュニティセンター多目的室で開催した令和3年度第2回阪南市子ども読書活動推進会議について、報告する。

案件は、(1) 子ども読書活動推進の取組について、(2) その他、であった。令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響は大きかったが、今までの取組やコロナ禍での読書活動について、情報交換や話し合いがなされた。

詳細は資料のとおりである。

(教育長職務代理者)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(八田委員)

案件2において、その時点での電子図書館の利用者が123人とあるが、利用者の年齢層はわかるのか。

(図書館)

本年2月5日に始まった電子図書館の利用実績は、3月4日の時点で123人・577点、3月末の時点では201人・865点となった。図書館システムと電子図書館システムは連動していないため、利用者の年齢層は不明である。

(八田委員)

昨年度、大阪府の新子育て支援交付金を活用して導入した簡易授乳室や、カートの利用状況はどうか。

(図書館長)

簡易授乳室は、出入口が図書館カウンターから見えないところに設置しているため、状況は把握しづらいのだが、あまり利用されていない様子である。これは、新型コロナウイルスまん延防止等重点措置期間中は赤ちゃん向けのおはなし会を休止していたため、そもそも対象者の来館が少なく、周知できていないためと思われる。借りる本を選ぶ際に館内を押して歩くことができるカートは4台導入したが、こちらはお子様連れやご高齢の方などによく利用されている。

(八田委員)

簡易授乳室の周知をよろしく願います。

まん延防止等重点措置期間が終了したのち、来館者数は戻りつつあるのか。

(図書館長)

令和3年度の来館者数は約11万4千人で令和2年度とほぼ同数であり、平成31年度の約17万人と比較すると、戻っているとは言えない状況である。

(教育長職務代理者)

他に、質問等はないか。

(全員)

質問等なし。

◆報告事項第10号「令和4年度教育委員会予算の概要について」(教育総務課、各担当課)

(教育長職務代理者)

報告事項第10号「令和4年度教育委員会予算の概要について」教育総務課から順次報告を求める。

(教育総務課長)

各所属所管の令和4年度歳出当初予算について、昨年度と比べて大幅に増減のあるものや、施策の改定を図るものなどを中心に説明する。

資料に基づき、説明する。

(学校給食センター所長)

資料に基づき、説明する。

(学校教育課長)

資料に基づき、説明する。

(生涯学習推進室長)

資料に基づき、説明する。

(中央公民館長)

資料に基づき、説明する。

(図書館長)

資料に基づき、説明する。

(教育長職務代理者)

教育総務課予算、鳥取東中学校のトイレ改修事業が始まるとのこと、嬉しく思う。

学校給食センター、新学期から市内の約半数の小学校に給食が配送できないという事例が府内であったが、他山の石として、本市ではそのようなことのないようにされたい。学校教育課、コロナ禍でこの2年間水泳事業ができず、水泳そのものに忌避感を示す子どもがいると思われる。十分な配慮をお願いする。

(水島委員)

本市は海が近く、海洋教育に力を入れているにもかかわらず、各校にプールがなく、子どもが泳げるようになるかは保護者の意思と経済力によるというのは、残念だ。今年度からは学校水泳授業は民間事業者へ委託するのか。

(学校教育課長)

今年度は市内民間事業者へ委託して小中学校の水泳授業を行う。教員も子どもたちも2年間のブランクがあるため、専門のインストラクターの力を借りて水泳指導に取り組んでいきたいと考えている。

(水島委員)

室内プールなので、季節や天候に左右されずに実施できるのは喜ばしい。

(教育長職務代理者)

他に、質問等はないか。

(全員)

質問等なし。

◆その他案件①「教育委員会関連行事について」(各担当課)

(教育長職務代理者)

教育委員会に係る行事等について、その内容と主たる担当課を示している。
各課の報告を求める。

<学校給食センター>

- 4月 8日 第1回阪南市立学校給食センター改修事業発注者支援(CM)等
業務委託公募型プロポーザル選定委員会
- 4月27日 第2回阪南市立学校給食センター改修事業発注者支援(CM)等
業務委託公募型プロポーザル選定委員会
- 5月26日 第3回阪南市立学校給食センター改修事業発注者支援(CM)等
業務委託公募型プロポーザル選定委員会(プレゼン)
- 5月30日 阪南市学校給食会総会

<学校教育課>

- 4月 6日 市立中学校 入学式
- 4月 7日 市立小学校 入学式
- 4月11日 市立幼稚園 入園式
- 4月19日 全国学力・学習状況調査

<生涯学習推進室>

- 4月 1日～ 文化財ミニ展示 計算する道具 [9月29日まで]
- 4月18日～21日 くずし字読み方講座 入門編 (全4回)
- 4月23日 スポーツ少年団総会
- 4月24日 スポーツ推進委員協議会総会
- 5月22日 青少年指導員協議会総会

<公民館>

- 4月24日 [東鳥取公民館] レコード鑑賞会

<図書館>

- 4月17日 英語多読相談会
- 5月 5日 第17回子どもの日フェスティバル
*読みメンおはなし会、ふれあい号ミニでの貸出

※いずれも4月22日現在の実績・予定

(教育長職務代理者)

ただいまの報告を受けて、質問等ないか。

(全員)

質問等なし。

◆その他(教育長職務代理者)

(教育長職務代理者)

その他、何かないか。

(学校教育課長)

本日、令和4年度阪南市学校園教育基本方針の完成版を配布した。末尾に「令和4年度阪南市学校園教育基本方針のポイント」を添付し、昨年度から大きく変更した点などを示している。なお、先日の校長会・教頭会でも今年度の重点取組等について周知し、各校において教職員にしっかりと伝えるよう、指示したところである。

(教育長職務代理者)

いくつかの小中学校では、必要な数の教員がまだ配置されていない。知人に声を掛けるなどして、できるだけ早く配置されるよう、願います。また、新学期が始まって3週間経って子どもも教職員も少し疲れが出る時期であり、さらにゴールデンウィークを過ぎると不登校の子どもや出勤できない教職員のことが懸念される。アンテナを高く張り、皆が元気に登校・出勤できるよう、配慮されたい。また、以前は欠席等の連絡は電話で受けていたが、メールでの受付を可能にしている学校も

あるようだ。それで教職員の朝の負担が減るので、各校でも検討していただきたい。

(八田委員)

昨年も指摘したことだが、卒業式・入学式の時期に校長室に展示している制服が「男子用」・「女子用」となっていることに違和感を覚える。昨年度は、そこに女子用スラックスの制服を並べてほしいと言ったのだが、今ではそれも違うと思っている。男子もスカートを穿いていいのだから、皆で知恵を出して展示の方法を工夫し、勇気のある子だけが選ぶのではなく、誰もがどれでも選ぶことができるというのを示す必要がある。ある校長は、すでに女子生徒数人がスラックスを穿いていると言っていたが、我々は、数人だけで制服の選択が本当に成功しているのかという視点を、常に持っていなければならないと考える。制服業者から提供される制服のポスターにしても、載っているのはスラックスの男子とスカートの女子であることに、何の疑問も感じないのではなく、我々大人が抜本的に意識を改め、もっとジェンダーレスなものを、と意見できるようにしたい。

(教育長職務代理者)

我々は知らず知らずのうちに刷り込まれたジェンダーバイアスがかかってしまっているおそれがあるが、意識して状況を改善していくことは可能なはずだ。常に意識を持ち続けたい。

(辻委員)

4月・5月は小学校低学年の児童が交通事故に遭う比率が上がるというデータを見た。環境が変わったことによる緊張感が少し緩むのかもしれない。本市では幼稚園の統合もあったので、安全な通園・通学の指導をよろしく願います。

(教育長職務代理者)

他に、何かないか。

(教育長職務代理者)

次回の令和4年第5回定例教育委員会は、令和4年5月27日金曜日午後2時00分から阪南市役所第3・4会議室で開催したいが、いかがか。

(全員)

異議なし。

(教育長職務代理者)

令和4年第4回定例教育委員会を閉会する。

以上